

無許可のごみ収集・処分業者にご注意ください！

一般家庭から出るごみを業務として収集運搬したり処分するためには、市の委託や許可(一般廃棄物処理業許可)が必要となります。

※廃棄物処理法の無許可営業は、最高で5年以下の懲役又は3億円以下の罰金に処せられます

また、家電4品目(テレビ、エアコン(室外機含む)、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍機)はごみとして出せません。処分する際は、家電リサイクル法に定められた手続きが必要となります。

※家電リサイクル法対象品目の収集運搬を行うことができない「引越業者」が収集運搬を行った場合、廃棄物処理法に違反します。

・引越しゃ大掃除、遺品整理などに伴って出る多量のごみを出す場合

通常、ごみを出す場合は一世帯5袋又は5個までとなっております。(燃えないごみと粗大ごみの両方を出す場合は合計して5点までです)

5袋又は5個を超える場合は次の方法にて出してください。(詳しくは、家庭ごみの正しい出し方パンフレット又は市公式ホームページをご覧ください)

1、臨時収集

臨時収集とは、指定ごみ袋や粗大ごみシール(証紙)を利用せずに、別途料金をごみ収集業者に支払い排出する方法です。

2、家庭ごみの直接搬入について

3営業日前(市役所開庁日を数えて3日前)までの事前申込により、分別して指定ごみ袋に入れたごみや証紙を貼った粗大ごみを、毎月第2土曜日と第4土曜日午前9時から午後4時まで処理場へ持ち込むことができます。

3、ご家庭の刈草・剪定ごみについて

通常、刈草・剪定ごみは固形燃料用ごみ、50cmを超える枝は粗大ごみにて排出しますが、袋や証紙を要せず料金を払うことで許可業者まで持ち込むことができます。

・家電4品目の処分について

家電4品目は、家電リサイクル法に基づいた処分を行ってください。(詳しくは、家庭ごみの正しい出し方パンフレット又は市公式ホームページをご覧ください)

お問い合わせ

宮若市役所環境保全課環境衛生係 ☎ 32-0516